

横浜市平成25年度第2回公募公債
発行要項

1. 発行者の名称 横浜市
2. 発行総額 金200億円
3. 発行の目的 平成25年度新規資金及び借換資金
4. 発行日 平成25年7月17日
5. 各公債の金額 100万円
6. 社振法の適用 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
7. 利率 年0.888パーセント
8. 発行価額 額面100円につき金100円
9. 償還金額 額面100円につき金100円
10. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、平成35年7月14日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
11. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年1月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月17日及び7月17日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
12. 申込期日 平成25年7月5日
13. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
14. 払込期日 平成25年7月17日
15. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行
16. 引受並びに募集取扱会社
野村證券株式会社（代表、事務幹事）
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
ゴールドマン・サックス証券株式会社（代表）
17. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
18. 発行代理人及び支払代理人
第17号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。
19. 新証券コード JP2141001D76

以上

申 込 証

平成25年7月5日

横浜市 御中

この申込証の記載事項を承認のうえ、応募いたしたく、次のとおり申し込みます。
横浜市平成25年度第2回公募公債

額面 _____ 円

本公債の振替を行うための口座が開設された
口座管理機関または振替機関

申込人
住 所
氏 名

記

1. 発行者の名称 横浜市
2. 発行総額 金200億円
3. 発行の目的 平成25年度新規資金及び借換資金
4. 発行日 平成25年7月17日
5. 各公債の金額 100万円
6. 社振法の適用 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
7. 利 率 年0.888パーセント
8. 発行価額 額面100円につき金100円
9. 償還金額 額面100円につき金100円
10. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、平成35年7月14日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
11. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年1月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月17日及び7月17日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
12. 申込期日 平成25年7月5日
13. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
14. 払込期日 平成25年7月17日
15. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行
16. 引受並びに募集取扱会社
野村證券株式会社（代表、事務幹事）
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
ゴールドマン・サックス証券株式会社（代表）

17. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
18. 発行代理人及び支払代理人
第17号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。

平成25年7月5日

横浜市中区港町1丁目1番地

横 浜 市

横浜市長 林 文 子

横浜市平成25年度第2回公募公債
公債原簿

1. 発行総額 金200億円
2. 発行の目的 平成25年度新規資金及び借換資金
3. 各公債の金額 100万円
本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 利率 年0.888パーセント
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 申込期日 平成25年7月5日
7. 払込期日 平成25年7月17日
8. 発行日 平成25年7月17日
9. 償還の方法及び期限 (1)本公債の元金は、平成35年7月14日にその全額を償還する。
(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
10. 利息支払の方法及び期限 (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年1月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月17日及び7月17日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
(2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(4)償還期日後は、利息をつけない。
11. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行
12. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
13. 発行代理人及び支払代理人 前項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。

平成25年7月17日

横浜市

横浜市長 林 文 子